

令和3年第11回

美里町農業委員会総会議事録

第11回美里町農業委員会総会

1 開催日時

令和3年10月25日(月) 午前9時28分から午前10時45分

2 開催場所

美里町役場南郷庁舎2階 多目的ホール

3 出席委員(16名)

1番	佐々木 幸一郎	2番	福田 なほ子	3番	鈴木 幸博
4番	渡邊 雅光	5番	柴山 真二	6番	後藤 幸太郎
7番	小野 保裕	8番	我妻 卓美	9番	片倉 澄子
10番	遊佐 恭一	11番	澁谷 正行	12番	久道 雄悦
13番	尾形 司	14番	古内 世紀	15番	邊見 勝寿
16番	伊藤 恵子				

4 報告事項

1. 農家相談日について
2. 使用貸借権の合意解約について
3. 利用権設定の合意解約による通知について
4. 非農地証明願について
5. 農作物栽培高度化施設に係る農地法第30条第1項の規定による利用状況調査等について

5 議 事

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について
- 第2号議案 農用地利用集積計画書審議について
- 第3号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見について
- 第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

6 その他連絡・報告事項

1. 令和3年10月事業報告について
2. 令和3年11月事業予定について
3. その他

7 農業委員会事務局職員(3名)

事務局長 菊地 和則
事務局次長 高橋 博喜
総務係長 澤村 拓也

8 会議の概要

事務局長	定刻2分前ですが、皆さんおそろいですので、ただいまより令和3年第11回美里町農業委員会総会を開会いたします。 開会に当たりまして、会長より挨拶をいただきます。
会長	(挨拶内容省略)
事務局長	ありがとうございました。 今総会も、美里町新型コロナウイルス感染症対策本部の方針により、会議の時間は長時間とならないようにいたしますので、ご理解とご協力のほどよろしくをお願いいたします。 議事進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第5条により、会長が議長となり議事を整理するとありますので、会長、よろしく申し上げます。
議長	それでは、これより令和3年第11回美里町農業委員会総会を開会いたします。 本日の出席委員は16名であります。農業委員会に関する法律第27条第3項の規定を満たしておりますので、総会は成立しております。
議長	次第の3番、議事録署名委員の選任でございます。美里町農業委員会会議規則第15条第1項の規定により、議長によりお二人を指名いたします。13番尾形 司委員、14番古内世紀委員のお二人をお願いいたします。
議長	報告事項に入ります。 報告事項1番、農家相談日について、10月21日に農家相談を行っておりますので、担当委員より報告願います。
遊佐恭一委員	報告します。10月21日、201会議室において、伊藤会長、片倉澄子委員、私、遊佐の3名が担当いたしました。相談件数は1件でございました。相談者は●●地区の●●●●さんという方で、亡くなったお兄さんの田んぼを売りたいということで来られました。現在3人の方に耕作してもらっているのですが、まずは相続登記をし、そしてこの3人にまず売買の話をし、誰も買わないという場合に他の人に当たってみる、という方向で検討するよう助言いたしました。 以上でございます。
議長	ご苦労さまでした。 続きまして、報告事項2番、使用貸借権の合意解約ついて、報告事項3番、利用権設定の合意解約についてを一括で事務局より報告願います。
事務局	(報告事項2、報告事項3について、議案書に記載のとおり説明を行った)
議長	ありがとうございました。 ただいま、事務局より報告事項2番、使用貸借権の合意解約つ

議長

ありがとうございました。

事務局の説明が終了しましたので、第2号議案、農用地利用集積計画書審議について、番号182番と183番の2議案を除く24議案について審議いたします。質疑ありませんか。

渡邊雅光委員

4番渡邊雅光です。181番から195番まで、中間管理事業だった●●●●●●●●●の受け手ということの内容ですが、対価がそれぞれ細かく分かれている、これはいいんですが、この現行方式という言葉というのは私はあまり聞き慣れていなかったもので、この現行方式をどういうことなのか分かりやすく、教えていただきたいのでお願いします。

議長

事務局、回答願います。

事務局

4番渡邊雅光委員のご質問にお答えします。

今回の第2号議案につきましては、議案は2議案ですけど、農地中間管理事業の一括方式というものでございます。一方、今説明がありました、同じ農地中間管理事業でも現行方式とがあり、その違いが何なのかということのご質問ですが、実は、農地中間管理事業の一括方式につきましては、2年ほど前から制度が追加になり、1つの契約書に譲渡人、中間管理機構、そして譲受人の3者の名称が記載できる申請書となっております。

一方、現行方式というのは、一括方式が出たことによる用語で、従来の農地中間管理事業の契約形態でございます。契約内容は譲渡人と譲受人の二者の契約であります。要するに、一括方式が新たに出来たことにより、区分するために、従来の方法を現行方式と呼称するようになりました。

以上でございます。

議長

4番渡邊雅光委員、よろしいですか。

渡邊雅光委員

はい、ありがとうございました。

議長

そのほかございませんか。

(なしの声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。

第2号議案、農用地利用集積計画書審議についての番号182番と183番の2議案を除く24議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(各委員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

続きまして、第2号議案、番号182番と183番の2議案について審議いたしますが、農業委員会等に関する法律第31条により、13番尾形 司委員の退席を求めます。

議長

休憩いたします。(10:16)

議長 再開いたします。（１０：１７）

議長 休憩前に引き続き、番号１８２番と１８３番の２議案について審議をいたします。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議長 質疑なしと認め、採決に入ります。
番号１８２番と１８３番の２議案について賛成の方の挙手を求めます。

（各委員の挙手を確認）

議長 全員賛成と認めます。

議長 休憩します。（１０：１７）

議長 再開いたします。（１０：１８）

議長 第２号議案、農用地利用集積計画書審議については２６議案全て賛成ですので、原案どおり許可とし、町長に報告をいたします。

議長 続きまして、第３号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項による意見についてを議題といたします。
事務局より説明願います。

事務局 （第３号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った）

議長 ありがとうございました。
事務局の説明が終了しましたので、第３号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項による意見について、総会資料、番号３番から５番までの３議案を除く、番号６番の１議案について審議いたします。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議長 質疑なしと認め、採決に入ります。
番号６番の１議案について、賛成の方の挙手を求めます。

（各委員の挙手を確認）

議長 全員賛成と認めます。

議長 続きまして、総会資料、番号３番から５番までの３議案について審議いたしますが、農業委員会等に関する法律第３１条により、１３番尾形 司委員の退席を求めます

議長 休憩します。（１０：２５）

議長 再開します。（１０：２６）

(各委員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

第4号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定については、原案どおり許可相当と意見を付し、宮城県知事に進達をいたします。

議長

以上で議事を終了いたします。

議 事 録 署 名

上記、第11回定例総会の議事録に相違なきことを認め署名、捺印する。

令和3年 月 日

会 長

署名委員
議席13番

署名委員
議席14番